

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	協定の変更の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	集落地域整備法施行令第 11 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	集落地域整備法第 8 条、第 9 条 集落地域整備法施行令第 11 条第 1 項・第 2 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、集落地域整備法第 8 条第 1 項の規定により集落地域における農用地の保全等に関する協定が適当である旨の市長の認定を受けた協定（以下「協定」という。）の変更の申請が次の(1)～(3)のすべてに該当するときは、変更の認定をするものとする。</p> <p>(1) 申請の手続又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。</p> <p>(3) 協定の内容が集落農業振興地域整備計画の達成に資すると認められるものであること。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日